

議案第 7 4 号

鈴木孝行教育基金条例について
鈴木孝行教育基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 7 月 2 2 日 提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

青少年の健全育成の推進並びに教育の充実及び振興に要する経費の財源に充てるため、鈴木孝行氏からの寄附金を基に、鈴木孝行教育基金を設置したいため、この案を提出するものである。

鈴木孝行教育基金条例

(設置)

第1条 青少年の健全育成の推進並びに教育の充実及び振興に要する経費の財源に充てるため、鈴木孝行氏からの寄附金を基に、鈴木孝行教育基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、鈴木孝行氏からの寄附金をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、青少年の健全育成の推進又は教育の充実若しくは振興に要する経費の財源に充て、又は基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、青少年の健全育成の推進又は教育の充実若しくは振興に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。